

# 株式会社 Casa

証券コード：7196

## 第13回 定時株主総会招集ご通知

---

### ■ 日時

2026年4月24日（金曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時15分）

### ■ 場所

東京都新宿区西新宿8丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー 5階  
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### ■ 決議事項

議案 剰余金の処分の件



## 株主の皆様へ

平素より格別のご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

このたび、第13回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社は、持続的な成長の実現に向け、収益拡大に加え、その基盤となる経営体制の強化を重要課題として取り組んでおります。現在は、組織運営のさらなる見直しを進めるとともに、現場の課題や市場環境の変化を経営判断に反映できる体制の構築を課題としています。今後は、部門横断の連携強化に加え、属人化の解消、知識・ノウハウの体系化と共有、研修基盤の充実、AI活用や業務標準化の推進を通じて、生産性と業務品質の向上を図り、変化に強い企業体質の構築を進めてまいります。

引き続き、持続的成長と企業価値の向上に努め、株主の皆様のご期待にお応えしてまいります。

何とぞ変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長  
宮地 正剛

# Casaが届ける価値

私たちは、すべてのステークホルダーとの信頼を力に、  
変革を加速させます。持続可能な成長と社会貢献を通じて  
新たな価値を創造し、全社一丸となって未来へ邁進します。

お客様本位のサービスと  
安心感を提供し、新しい  
サービスへの期待に応えます。



入居者・不動産会社・大家

三方よし

お客様

持続的企業  
価値向上

社員

社会

株主



従業員

誠実な人材が育ち  
先進性とチャレンジ精神を  
持って働ける環境を整備します。

安定配当の維持、積極的な活動  
コンプライアンス遵守による  
健全な経営管理を徹底します。

Casaは

人々の健全な住環境の維持と  
生活文化の発展に貢献し、  
豊かな社会を実現します。

9 産業と技術革新の  
基盤をつくらう



11 住み続けられる  
まちづくりを



家賃保証  
サービス



不動産取引の  
オンライン化



入居者  
サービス



業務の  
システム化



養育費保証  
サービス



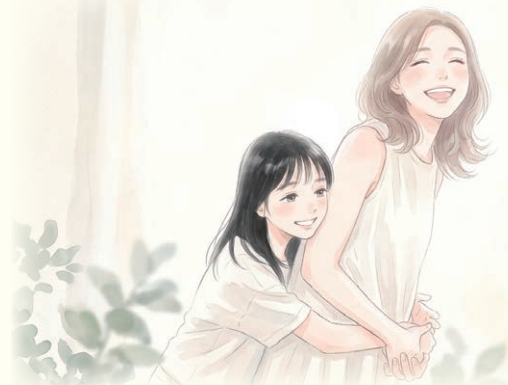
不動産DXの  
推進



誰もが安心して住める社会へ。

こどもの明るい笑顔を守るために

# 養育費保証 PLUS



養育費の受け取りを「当たり前」に。  
社会インフラとして、ひとり親世帯の経済的安定とこどもたちの未来を守ることで、経済的価値と社会的価値が共鳴する持続的な成長を実現します。

こんなお悩みを抱えるひとり親家庭を  
私たちは応援しています。

ひとり親家庭の自立を支える  
強固な連携体制を構築



01

養育費が突然止まって  
しまったらどうしよう・・・



02

相手に催促の連絡を取る  
必要があり精神的に苦痛



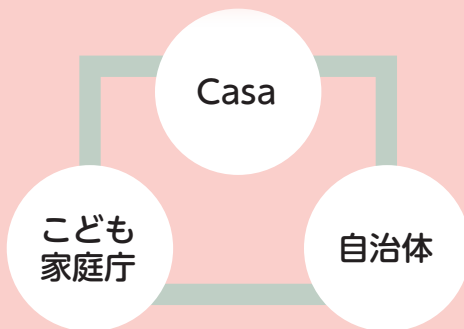
03

興味はあるが手続きが大変  
で高額なイメージがある



04

もしもの時に備えて  
「お守り」が欲しい



行政と連携して目指す3つの基盤づくり



就労機会の  
拡充



安定した  
生活の実現



子どもたちへの  
成長支援

# ESGデータから見るCasa

## 雇用形態別の女性の割合



非正規 **73.5%** (67.9%)

正社員 **38.9%** (35.5%)

(全国平均：統計局)

## 非正規社員



**42.3%** (36.8%)

(全国平均：統計局)

## 女性リーダー



**33.3%** (19.5%)

※2026年3月1日時点  
(全国平均：厚生労働省)

## 育児休業取得率



**100%**

(男性：30.1% 女性：84.1%)

(全国平均：統計局)

## 年次有給休暇の取得率



(59.3%)

(67.4%)

(全国平均：内閣府)

## 正社員の離職率



**13.4%** (12.1%)

(全国平均：統計局)



## 女性活躍推進企業として厚生労働省「えるぼし認定」の取得

えるぼし認定は、女性の活躍推進に関する取り組みが評価された企業に対して与えられる認定です。2024年8月に厚生労働大臣より「えるぼし認定」を取得いたしました。これからもジェンダー平等を実現すべく、持続的な価値創造を実現するダイバーシティ経営を推進してまいります。

# COMPASS テクノロジーでつくる次世代の賃貸経営

## 独自のアプローチ

デジタルネイティブ世代をターゲット

オーナー登録者数 12,167人

- ・年間10,000件以上の問合せ実績
- ・30代～50代のスマートフォンやPCを活用世代が多い
- ・ネットとリアルを融合し、ノウハウ提供やWEB広告  
オーナー接点を構築

Casaグループの強みを活かした基盤

# COMPASS

既存の家賃保証サービス  
問合せの一次受けサービス

オーナー視点の独自のサービス方針

## 戦略的ターゲット

アナログな  
自主管理市場の変革

Before

アナログ業務  
作業時間が多い

After

デジタル業務  
透明化・効率化

自主管理家主市場規模

# 916万戸

保有戸数が少ない・ト  
ラブル限定的・リスク  
軽減ニーズ

戸建・区分

# 113万人

一棟・兼業小規模

# 77万人

問合せ増加・多様なト  
ラブル・効率化ニーズ

## 進化のロードマップ

入居者対応サービス



保証から「賃貸経営サポート」へ  
進化するビジネスモデル



株 主 各 位

証券コード 7196  
2026年4月9日  
電子提供措置の開始日 2026年4月2日  
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号  
**株 式 会 社 C a s a**  
代表取締役社長 宮地正剛

## 第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://casa-inc.co.jp/ir/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株式について 株主総会」「第13回定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7196/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Casa」又は「コード」に当社証券コード「7196」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年4月23日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| <b>1. 日 時</b>           | 2026年4月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）   |
| <b>2. 場 所</b>           | 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー 5階<br>ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター<br>（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）                         |
| <b>3. 目的事項<br/>報告事項</b> | 1. 第13期（2025年2月1日から2026年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第13期（2025年2月1日から2026年1月31日まで）計算書類報告の件 |
| <b>決議事項<br/>議 案</b>     | 剰余金の処分の件   |

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ・本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

ただし、次に掲げる事項は、法令及び当社定款の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。

(1) 連結計算書類の連結注記表

(2) 計算書類の個別注記表

したがいまして、当該書面は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ・株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 事業説明会のご案内

本株主総会終了後に同会場において「事業説明会」を開催いたします。最近の経営状況、今後の展望などについてご説明したうえで、皆様からのご質問にもお答えしたいと存じます。

なお、事業説明会及び本株主総会運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://casa-inc.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

# 株主総会ライブ配信のご案内

当日、株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。

配信日時

2026年4月24日（金曜日）午前10時から

視聴方法

- 1 パソコン又はスマートフォン等で以下のアドレスにアクセスしていただくか、以下の二次元コードを読み込んでいただき、視聴用ウェブサイトへアクセスをお願いいたします。

<https://7196.ksoukai.jp>



- 2 ID及びパスワードを入力してログインをお願いいたします。

ID

お手元の議決権行使書用紙に記載されている**株主番号**

パスワード

株主様のご登録住所の**郵便番号**

## ご視聴にあたっての注意事項

- ・ライブ配信をご視聴される株主様は、株主総会にご出席いただく場合と異なり、ご視聴中に議決権行使やご質問、動議の提出はできません。書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願いいたします（10～11ページをご参照ください。）。
- ・インターネット接続環境及び回線の状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。
- ・ご視聴は、株主様ご本人に限定させていただきます。
- ・ライブ配信の写真撮影、録音、録画、第三者による視聴、SNS等での無断公開等は固くお断りいたします。
- ・ライブ配信をご視聴いただく際の通信費用等は株主様のご負担となります。
- ・やむを得ない事情により、ライブ配信を中止する等、予定を変更する場合がございます。  
その場合は、当社ウェブサイト（アドレス <https://casa-inc.co.jp/ir/>）にてお知らせいたします。

## 株主総会にご出席される株主様へのご案内

ライブ配信用の会場内の映像につきましては、株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。また、株主様からの質問等の音声につきましては、そのまま配信させていただきます。予めご了承ください。

ライブ配信に関する  
お問い合わせ

株式会社ブイキューブ コールセンター

電話 03-6833-6293 受付期間 2026年4月24日（金曜日） 午前9時から株主総会終了まで

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つのいずれかの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2026年4月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）

**場所** 住友不動産新宿グランドタワー5階  
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

## 書面（郵送）により議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2026年4月23日（木曜日）午後6時到着分まで

議案に賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

## インターネット等により議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限** 2026年4月23日（木曜日）午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ インターネット等と書面双方で議決権行使された場合は、インターネット等を有効とします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ④ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォン等から当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォン又は携帯電話を利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォン又は携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

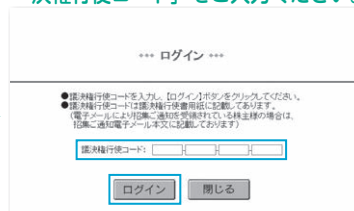
議決権行使期限：2026年4月23日（木曜日）午後6時入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイト  
にアクセスしてください。



- ・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議  
決権行使コード」をご入力ください。



- ・「議決権行使コード」を入力
- ・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



- ・「パスワード」を入力
- ・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
- ・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権  
行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

議案

## 剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、財務状況及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 <b>15円00銭</b> 配当総額 <b>136,232,220円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年4月27日

以上

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

# 事業報告 (2025年2月1日から2026年1月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続いたものの、物価上昇や金融政策の動向等の影響により、先行き不透明な状況が継続いたしました。

当社グループの主要市場である賃貸不動産市場においては、2025年2月から2026年1月までの賃貸住宅の新設住宅着工件数は324,636戸となり、前期の341,798戸から5.0%減少いたしました。一方、都市部を中心に賃貸需要は底堅く推移しており、入居者属性の多様化や管理業務の高度化を背景に、家賃債務保証サービスに対するニーズは引き続き高い水準で推移しております。

このような事業環境のもと、当社グループは、「誰もが安心して暮らせる社会」の実現を企業理念として掲げ、住まいの確保における信用不安の解消を通じて、賃貸市場の円滑な流通と社会的セーフティネットの機能を担うことを目指しております。こうした理念のもと、家賃債務保証事業を中核として、代理店との関係強化、新規代理店の開拓、既存契約の積み上げによるストック型収益基盤の拡充に取り組んでまいりました。

その結果、代理店における利用拡大および新規代理店の獲得が進み、申込件数は前期比7.6%増となりました。新規契約件数は137,272件となり、保有契約件数は683,602件（前期末比5.9%増）まで拡大いたしました。これにより、継続保証料を中心とした安定的な収益基盤は着実に積み上がっております。

一方、利益面では、審査の厳格化により承認率が抑制されたことから、新規契約件数の伸びは前年並みの水準にとどまりました。加えて、信用コスト面では、損失発生および回収傾向に関する予測誤差に伴う貸倒引当金の追加繰入が発生したことに加え、長期滞留債権の回収スピードが計画を下回ったことにより、求償債権残高の圧縮が想定どおり進まず貸倒引当金繰入額が増加いたしました。これらの結果、当連結会計年度の利益水準は大きく低下いたしました。

こうした課題に対し、当社では、債権を初期・中期・長期に区分した回収体制の再構築、弁護士委託の早期化、回収プロセスの分業・専門化を進めております。あわせて、回収力の向上と引当見積り精度の改善に取り組み、信用コストの適正化と収益力の回復に向けた体制整備を進めております。これらの取り組みを通じて、持続的な事業運営基盤を確立し、当社グループが社会に提供する安心の価値を一層高めてまいります。

また、当社グループは、中長期的な成長に向けた新たな収益基盤の拡充にも取り組んでおります。賃貸経営プラットフォーム事業「COMPASS」においては、自主管理オーナー向けサービスの拡充とWebを活用した集客強化を進め、OwnerWEBの登録オーナー数は12,167人に拡大いたしました。さらに、プロフィットセンターが担うコールセンター事業においては、アウトバウンドおよびインバウンドサービスを通じて、当社グループの営業活動の強化と顧客接点の充実を支える基盤として機能してまいります。

加えて、社会課題の解決に向けた取り組みとして、養育費保証事業の推進にも取り組んでおります。当期は、「日本ひとり親就労推進協議会」において、こども家庭庁や地方自治体等とともに、ひとり親家庭が直面する課題の共有および支援体制の強化に向けた意見交換を実施いたしました。今後も、実効性のある仕組みづくりを通じて、ひとり親家庭の生活安定と子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、当社グループの理念である「誰もが安心して暮らせる社会」の実現に貢献してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は12,753,987千円（前期比4.9%増）となりました。売上原価は6,663,237千円（前期比39.7%増）となり、紹介手数料1,580,372千円（前期比9.1%増）に加え、貸倒引当金繰入額3,517,407千円（前期比77.7%増）が利益を押し下げる要因となりました。販売費及び一般管理費は6,153,954千円（前期比1.1%増）となりました。この結果、営業損失は63,203千円（前期は営業利益1,303,171千円）となりましたが、2025年9月10日公表の通期業績予想比では235,059千円の改善となりました。経常利益は45,426千円（前期比97.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は123,451千円（前期比79.5%減）となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益については、連結子会社の譲渡に伴う特別利益198,508千円を計上しております。EBITDAは553,897千円（前期比74.6%減）となり、通期業績予想比では244,934千円の改善となりました。なお、販売費及び一般管理費には、のれん償却額287,592千円を計上しております。

売上高	EBITDA	営業損失 (△)	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
<b>127億53百万円</b>	<b>5億53百万円</b>	<b>△63百万円</b>	<b>45百万円</b>	<b>1億23百万円</b>
前期比 <b>4.9%増</b>	<b>74.6%減</b>	<b>－%</b>	<b>97.1%減</b>	<b>79.5%減</b>

### ② 資金調達の状況

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行2行と総額4,000,000千円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度において、当該契約に基づき、短期運転資金需要のために当座貸越により短期借入金600,000千円の調達を行っており、当連結会計年度末における当該契約に係る借入実行残高は600,000千円であります。

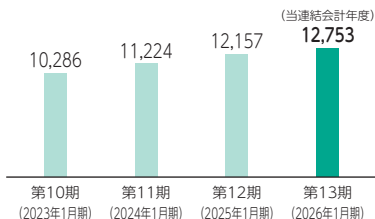
### ③ 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は183,977千円であります。その主なものは、業務支援システム機能改善費用等及び保証管理システムであります。

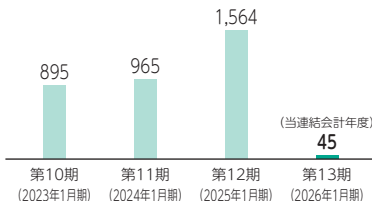
### ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年3月31日付で、株式会社Gold Keyについて保有していたすべての株式を売却し、連結の範囲から除外しております。

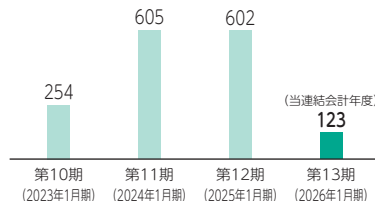
売上高 (単位:百万円)



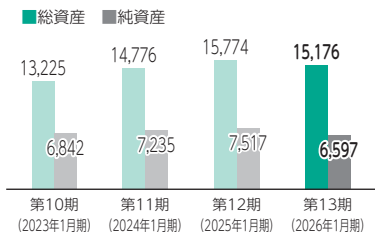
経常利益 (単位:百万円)



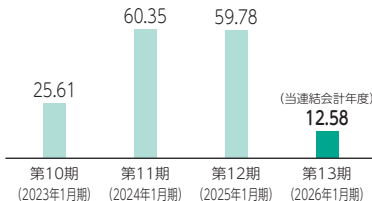
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



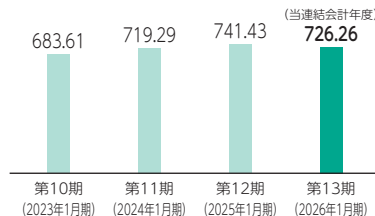
総資産/純資産 (単位:百万円)



1株当たり当期純利益 (単位:円)



1株当たり純資産額 (単位:円)



## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第10期 (2023年1月期)	第11期 (2024年1月期)	第12期 (2025年1月期)	第13期 (当連結会計年度) (2026年1月期)
売上高	(千円)	10,286,065	11,224,085	12,157,323	12,753,987
経常利益	(千円)	895,186	965,869	1,564,333	45,426
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	254,738	605,155	602,467	123,451
1株当たり当期純利益	(円)	25.61	60.35	59.78	12.58
総資産	(千円)	13,225,345	14,776,887	15,774,102	15,176,706
純資産	(千円)	6,842,111	7,235,209	7,517,139	6,597,878
1株当たり純資産額	(円)	683.61	719.29	741.43	726.26

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均株式総数及び期末発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除して算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第10期 (2023年1月期)	第11期 (2024年1月期)	第12期 (2025年1月期)	第13期 (当事業年度) (2026年1月期)
売上高	(千円)	10,278,465	11,163,583	11,989,562	12,526,141
経常利益	(千円)	965,426	1,041,526	1,654,528	66,918
当期純利益 又は当期純損失(△)	(千円)	243,963	699,188	786,496	△54,119
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	24.53	69.73	78.04	△5.51
総資産	(千円)	13,257,713	14,677,646	15,852,761	15,296,201
純資産	(千円)	6,875,895	7,363,027	7,828,986	6,732,154
1株当たり純資産額	(円)	686.99	732.00	772.20	741.04

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均株式総数及び期末発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除して算出しております。

### (3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境においては、賃貸住宅市場における家賃債務保証サービスの重要性が引き続き高まっております。当社グループは、代理店網の拡大と既存取引先における利用促進により、申込件数および保有契約件数を着実に積み上げ、ストック型収益基盤の拡充を進めてまいりました。一方で、当連結会計年度においては、審査厳格化に伴う承認率の低下、貸倒引当金の追加繰入、長期滞留債権の回収遅れ等により、売上成長を利益成長へ十分につなげることができませんでした。今後は、成長の質を高める営業戦略、信用コスト管理の高度化、業務運営の再現性向上を一体で推進し、持続的な成長と収益性の改善を実現してまいります。

#### ① 営業戦略の推進

当社グループは、営業基盤の拡大と収益性の向上を両立させるため、営業戦略の再構築を進めてまいります。新規代理店の継続獲得に加え、既存代理店の利用促進を通じて申込基盤の拡充を図るとともに、商品設計と運用体制の強化、管理ソフトとの連携推進に取り組んでまいります。また、審査基準の見直しやAIスコアの導入等を通じて、審査精度の向上と審査判断の高度化を図り、承認率の改善とリスク管理の適正化を推進してまいります。加えて、事業用保証への取組強化、営業活動におけるプロセス管理の強化、人材の採用・育成を通じて営業体制の強化を図り、持続的な成長につなげてまいります。

#### ② 売上原価の圧縮

収益性の改善に向けて、売上原価のコントロール強化を継続して進めてまいります。特に、貸倒引当金繰入額、訴訟・処分費用等については、信用コスト管理の精度向上と回収力の強化を通じて、抑制を図ってまいります。初期・中期・長期に応じた回収体制の再構築、弁護士委託の早期化を進めるとともに、回収品質の平準化と対応力向上に向けた教育体制の強化に取り組んでまいります。加えて、代理店ごとの採算管理や取引条件の見直しを通じて原価構造の改善を進め、収益性の向上につなげてまいります。

#### ③ 保証DXに向けた取り組み

事業拡大と収益性向上を両立させるため、業務の標準化、平準化、自動化をさらに推進してまいります。現状では、手作業や属人的な判断が残っており、処理品質、意思決定の迅速性、生産性の面で課題が生じております。今後は、保証DXの取組みを基盤にAI活用を進めるとともに、RPA・BPOによる定型業務の自動化、社内ナレッジの一元化、マニュアルの電子化等を進めてまいります。たとえば、AIを活用した督促時の通話要約や架電を行うAIボイスポット、Q&Aや対応事例を一元管理し検索可能とするAIナレッジ等の導入により、属人化の解消と業務品質の安定化を図るとともに、人材をより付加価値の高い業務へ再配置することで、持続的な収益体質への転換につなげてまいります。

#### ④ 社会課題の解決に向けた取り組み

家賃債務保証事業を通じて、誰もが安心して住まいを確保できる社会の実現に貢献することを重要な使命と考えております。また、ひとり親世帯の生活安定を支援する養育費保証事業にも取り組み、経済的不安の軽減と子どもたちが安心して成長できる環境づくりを支援しております。今後は、家賃保証と養育費保証の両面から支援の実効性を高めるとともに、自治体や企業等との連携を強化し、社会課題の解決と企業価値の向上の両立を図ってまいります。引き続き、社会インフラとしての役割を果たしながら、当社グループならではの社会的価値の向上に取り組んでまいります。

#### ⑤ 人材の確保と育成

当社グループは、持続的な成長を支える人的基盤の強化を重要課題としております。人材の確保においては、採用環境の厳しさを踏まえつつ人材の採用強化に取り組んでまいります。また、人材育成においては、専門人材を体系的に育成するため、Casaアカデミーを設立します。教育体制を充実させることで早期戦力化と専門性向上を図ってまいります。あわせて、生産性の向上に取り組むとともに業務運営の効率化を進めてまいります。これにより残業時間の圧縮をすすめ、働きやすい環境整備を通じて人材の定着率向上につなげてまいります。

#### ⑥ コーポレート・ガバナンスの強化

持続的な成長と企業価値の向上を実現するためには、経営の透明性、公正性および実効性を高めるコーポレート・ガバナンスの強化が重要課題であると認識しております。当連結会計年度においては、収益性の回復に向けて、営業、審査、回収、DX、人材戦略を進めてまいりました。これらを支える内部統制、リスク管理およびコンプライアンスの実効性を一層高めていく必要があります。今後も取締役会において、社外取締役および監査役との連携強化を進めてまいります。また、グループ会社を含めたリスク管理および情報管理体制の強化を図るとともに、研修等を通じてコンプライアンス意識の向上と運用の定着を進めてまいります。

#### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社COMPASS	30,000千円	100.0%	不動産経営プラットフォームの提供 不動産取引に係る各種情報インフラの提供 不動産経営に係るコンサルティング事業
株式会社プロフィットセンター	5,000千円	100.0%	通信販売事業に関連するコンサルティング業務 電話による販売促進関連業務

(注) 2025年3月31日付で、株式会社GoldKeyについて保有していたすべての株式を売却し、連結の範囲から除外しております。

(5) 主要な事業内容 (2026年1月31日現在)

家賃債務保証事業

(6) 主要な事業所 (2026年1月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都新宿区
札幌支店	北海道札幌市
仙台支店	宮城県仙台市
宇都宮支店	栃木県宇都宮市
高崎支店	群馬県高崎市
さいたま支店	埼玉県さいたま市
千葉支店	千葉県船橋市
立川支店	東京都立川市
横浜サテライト	神奈川県横浜市
静岡支店	静岡県静岡市
名古屋支店	愛知県名古屋市
大阪支店	大阪府大阪市
京都支店	京都府京都市
岡山支店	岡山県岡山市
広島支店	広島県広島市
高松支店	香川県高松市
福岡支店	福岡県福岡市

② 子会社

会社名	所在地
株式会社COMPASS	本社 (東京都新宿区)
株式会社プロフィットセンター	本社 (東京都立川市)

**(7) 従業員の状況** (2026年1月31日現在)

## ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
276 (192) 名	14名減 (41名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
260 (145) 名	16名減 (33名増)	42.6歳	10.3年

(注) 従業員数は就業員数（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2026年1月31日現在)

当社の借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	600,000千円
株式会社みずほ銀行	10,000千円

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年1月31日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 11,522,500株 |
| ③ 株主数      | 33,230名     |
| ④ 大株主      |             |

株主名	持株数	持株比率
リコーリース株式会社	1,391,950株	15.33%
宮地 正剛	938,300	10.33
光通信 K K 投資事業有限責任組合	410,200	4.52
住友不動産株式会社	183,800	2.02
Casa従業員持株会	136,517	1.50
内藤 征吾	58,900	0.65
堀内 宣治	54,000	0.59
N C S & A 株式会社	44,000	0.48
楽天証券株式会社共有口	30,800	0.34
野村證券株式会社	22,156	0.24

(注) 当社は、自己株式を2,440,352株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(2026年1月31日現在)

		第1回新株予約権	
発行決議日		2013年10月30日	
新株予約権の数		1,468個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	293,600株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり	497円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり 250円)	50,000円
権利行使期間		2014年5月1日から 2029年4月30日まで	
行使の条件		(注) 1	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	1,180個
		目的となる株式数	236,000株
		保有者数	1名

(注) 1. 権利行使の詳細な条件については、当社と当該当事者で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

2. 2017年9月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、また、2018年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されています。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況（2026年1月31日現在）

	第4回新株予約権 (有償ストックオプション)	第5回新株予約権 (有償ストックオプション)
発行決議日	2019年12月18日	2020年7月22日
新株予約権の数	5,450個	6,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 545,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 600,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 140,700円 (1株当たり 1,407円)	新株予約権1個当たり 105,500円 (1株当たり 1,055円)
権利行使期間	2020年1月8日から 2030年1月7日まで	2020年8月11日から 2030年8月10日まで
行使の条件	(注) 1	(注) 1
割当先 (注) 2	当社取締役(社外取締役を除く) 2名 当社使用人 3名	当社取締役(社外取締役を除く) 2名 当社使用人 1名

(注) 1. 権利行使の詳細な条件については、当社と当該当事者で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

2. 割当先の区分及び人数は、付与時の区分及び人数であります。

### (3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年1月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮地正剛	
取締役	松本豊	営業本部長兼首都圏営業部長
取締役	鹿島一郎	顧客管理本部長兼首都圏顧客管理部長
取締役	打込愛一郎	
取締役	嶋田一弘	
取締役	飯田亜子	飯田亜子公認会計士事務所 代表
常勤監査役	増田勝	
監査役	宮崎良一	ブリッジコンサルティンググループ株式会社 代表取締役
監査役	廣田聡	HCA法律事務所 代表弁護士

(注) 1. 取締役打込愛一郎、取締役嶋田一弘及び取締役飯田亜子の各氏は、社外取締役であります。

2. 監査役宮崎良一及び監査役廣田聡の両氏は、社外監査役であります。

3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社と各社外取締役及び各社外監査役の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の行為に関して法令が規定する額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役と責任限定契約を締結しております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づく義務違反、委託信任関係に違背する行為、任務懈怠行為等を理由として損害賠償請求を受けた場合の、損害賠償金額、和解金、訴訟費用等の損害を、当該保険契約により補填することとしております。保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の被保険者には、当社の取締役及び監査役、並びに当社子会社である株式会社COMPASS及び株式会社プロフィットセンターの取締役を含んでおります。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	143,338 (23,250)	141,330 (23,250)	2,008 (-)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	17,100 (7,200)	17,100 (7,200)	- (-)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	160,438 (30,450)	158,430 (30,450)	2,008 (-)	10 (5)

(注) 1. 2013年12月18日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額200,000千円以内、監査役の報酬額を年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会決議に係る対象取締役の員数は3名、対象監査役の員数は2名です。また、別枠で2018年4月25日開催の第5回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬として年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会決議に係る対象取締役の員数は3名です。

2. 上記の譲渡制限付株式報酬の額は、譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る当事業年度の費用計上額であります。

3. 当事業年度においては、取締役会は、指名・報酬委員会規程に基づき、指名・報酬委員会に対し、各取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しております。委任した理由は、取締役会の諮問機関であり、委員の過半数及び委員長を独立社外取締役が務める指名・報酬委員会へ委任することにより、報酬に関する審議プロセスの客観性を高めるためです。指名・報酬委員会の委員長は社外取締役打込愛一郎氏であり、委員は社外取締役嶋田一弘及び代表取締役社長宮地正剛の両氏であります。

4. 上記員数及び監査役報酬等の総額には、2025年4月25日開催の第12回定時株主総会最終の時をもって任期満了により退任した監査役1名が含まれています。

## ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2022年3月23日付取締役会の決議において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりであります。

### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の中長期的な成長及び企業価値の持続的な向上を目指すためのインセンティブとして機能するように、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、非金銭報酬により構成し、監査機能を担う社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬として、各取締役の職務の内容、職位及び実績・成果等を総合的に勘案して決定するものとする。原則として年俸制とし、12等分した額を毎月支給する。

### 3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、業務執行取締役に対し、譲渡制限付株式を付与する。

譲渡制限付株式は、取締役会で当社の業績及び各取締役の職責への貢献度等を勘案した上で適切な割当株式数、支給時期、譲渡制限期間を決議する。

### 4. 基本報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、世間水準、当社の経営内容及び従業員給与等とのバランスを考慮して決定するものとする。

### 5. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については役員規程及び指名・報酬委員会規程に基づき指名・報酬委員会がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

## ⑤ 社外役員に関する事項

## イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役飯田亜子氏は、飯田亜子公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役宮崎良一氏は、ブリッジコンサルティンググループ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役廣田聡氏は、HCA法律事務所の代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	打込愛一郎	当事業年度に開催された取締役会23回のうち22回に出席しました。当初の期待どおり、金融機関で培った財務及び会計に関する幅広い知見、また、企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について客観的、中立的な立場で有益な発言を適宜行っております。
取締役	嶋田一弘	当事業年度に開催された取締役会23回すべてに出席しました。当初の期待どおり、金融機関で培った財務及び債権管理に関する幅広い知見、また、企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について客観的、中立的な立場で有益な発言を適宜行っております。
取締役	飯田亜子	当事業年度に開催された取締役会23回すべてに出席しました。当初の期待どおり、公認会計士として監査業務を通じて数多くの上場企業のコーポレート・ガバナンス、会計監査及び内部統制に関する高度な知見を活かし、客観的な立場から有用な助言等を適宜行っております。
監査役	宮崎良一	当事業年度に開催された取締役会23回すべてに出席し、当社の経営執行等につき、特に財務・会計部門を中心に有益な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会12回すべてに出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議・提言等を行っております。
監査役	廣田聡	当事業年度に開催された取締役会23回すべてに出席し、法律家としての豊富な経験と知見に基づき、当社の経営執行等の適法性につき有益な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会12回すべてに出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議・提言等を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称      あかり監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,100千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,100千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性、独立性及び品質管理等を総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社とあかり監査法人とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額であります。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社グループは、法令遵守、適切な情報管理、リスク管理の徹底により、健全で適正な事業運営を行うため、以下の体制を整備しております。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 取締役会による監督と監査役による監査を通じて、取締役の職務執行が法令及び定款に適合していることを確保しております。
  - ・ 取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役を選任しております。
  - ・ 取締役は相互に職務執行を監督し、法令違反等を発見した場合には、速やかに監査役及び取締役会へ報告する体制としております。
  - ・ コンプライアンス体制の維持・向上を目的として、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を開催し、取締役及び使用人に対する法令遵守および社会規範遵守の意識向上と徹底を図っております。
  - ・ 取締役の指名及び報酬の決定における公正性・透明性・客観性を高めるため、委員長及び委員の過半数を社外取締役とする「指名・報酬委員会」を設置しております。
  - ・ 業務執行部門から独立した内部監査室を社長直轄で設置し、定期的に業務監査を実施しております。
  - ・ 法令違反やコンプライアンス上の懸念を未然に防止し、早期に発見するため、「ホットライン規程」に基づく内部通報制度を運用しております。
  - ・ 子会社管理の適正化を図るため、「関係会社管理規程」を定め、子会社の重要事項については当社取締役会の承認を要する体制としております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 株主総会、取締役会及び経営会議の議事録については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理しております。
  - ・ 取締役職務執行に関する情報については、取締役又は監査役等から要請があった場合に、適時閲覧できる状態を維持しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は全体のリスク管理を適切に行うため、「コンプライアンス基本規程」を定め、各種リスクを適切に把握・評価し、継続的に管理・低減する活動を推進しております。
- ・また、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態に備え、事業継続計画を整備しております。特に基幹システムについては、大規模災害や障害発生時にも継続的な運用を確保できる体制を整備しております。
- ・不測の事態が発生した場合には、緊急対策協議会を招集し、迅速に対応することで、損失・被害を最小限に抑えるとともに、早期の正常化を図る体制を整えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催し、適正かつ効率的な意思決定を行っております。
- ・「経営会議規程」に基づき、取締役、執行役員、部長及び次長で構成される経営会議を設置し、取締役会から委嘱された事項、子会社に関する重要事項その他経営上の重要事項について協議しております。
- ・取締役会による迅速な意思決定と機動的な業務執行を実現するため、執行役員制度を導入しております。

⑤ 子会社取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社に関する管理業務を統括する主管部署を経営管理部と定めております。子会社は、営業上及び業務上の重要事項については適時に、財務状況については毎月、経営管理部を通じて当社へ報告する体制としております。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するためのその他の体制

- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業績向上を図るため、経営管理部を通じて必要な指示を行っております。
- ・当社と関係会社との取引条件を明確にするとともに、利害が相反する事項については取締役会の承認を要する体制としております。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役から、その職務を補助する使用人の設置を求められた場合には、これを配置することとし、その人事については、事前に取締役と監査役が意見交換を行ったうえで決定いたします。
  - ・ 監査役の職務を補助する使用人を置く場合には、当該使用人に対する指揮命令権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令を受けない体制としております。
  - ・ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合には、監査役に係る業務を優先して従事することとしております。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社の取締役及び使用人は、法令で定められた事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を発見した場合には、直ちに当社の監査役へ報告する体制としております。
  - ・ 内部監査、内部通報及びコンプライアンス・リスクマネジメント委員会の内容については、事務局から速やかに当社の監査役へ報告しております。
  - ・ 取締役及び使用人は、当社の監査役から求めがあった場合には、業務執行の状況等について速やかに報告することとしております。
  - ・ 当社の監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、当社グループにおける重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける体制としております。
  - ・ 当社グループでは、内部通報制度を通じた通報を含め、監査役に報告したことを理由に、解雇その他の不利益な取扱いを受けることがないようにしており、その旨を取締役及び使用人に周知徹底しております。
- ⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務処理に係る方針に関する事項
- ・ 当社は、監査役からその職務執行に関して生ずる費用等の請求を受けた場合には、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じることとしております。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、監査の実効性を確保するため、監査役会において他の監査役と意見交換を行うほか、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者、コンプライアンス担当者及び会計監査人と定期的に意見交換を行っております。また、その機会を確保できるよう、代表取締役は必要な体制整備を行っております。
- ・ 監査役は、会計監査人及び内部監査担当と意見交換や情報交換を行い、相互に連携を図りながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制としております。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

- ・ 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応しております。また、不当又は違法な要求には一切応じず、あらゆる関係を遮断することを基本方針としております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社の取締役会は、取締役6名（うち、社外取締役3名）で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

当社におきましては、現在、会社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、当社の企業価値並びに株主共同の利益を毀損する当社株式の大量取得を目的とした者が出現した場合の対応方針につきましては、いわゆる買収への対抗措置の導入の是非、必要性も含め今後、継続的に検討してまいります。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保とのバランスを考慮しつつ、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより、持続的な成長と株主価値の増大に努めてまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき15円00銭とさせていただきます。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2026年1月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,757,143</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,574,762</b>
現金及び預金	2,819,149	短期借入金	600,000
売掛金	1,838,613	1年内返済予定の長期借入金	10,000
求償債権	6,539,712	リース債務	1,626
未収入金	948,104	未払法人税等	2,450
その他	289,280	前受金	5,460,364
貸倒引当金	△3,677,716	預り金	1,709,195
<b>固定資産</b>	<b>6,419,562</b>	賞与引当金	51,091
<b>有形固定資産</b>	<b>88,125</b>	債務保証損失引当金	198,067
建物及び構築物	44,743	その他	541,966
リース資産	5,174	<b>固定負債</b>	<b>4,065</b>
その他	38,207	リース債務	4,065
<b>無形固定資産</b>	<b>2,965,599</b>	<b>負債合計</b>	<b>8,578,827</b>
のれん	2,230,571	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	671,076	<b>株主資本</b>	<b>6,502,636</b>
ソフトウェア仮勘定	62,088	<b>資本金</b>	<b>1,624,601</b>
その他	1,863	<b>資本剰余金</b>	<b>1,624,601</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,365,837</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>5,554,138</b>
投資有価証券	266,290	<b>自己株式</b>	<b>△2,300,705</b>
長期貸付金	185	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>93,367</b>
破産更生債権等	57,683	その他有価証券評価差額金	93,367
繰延税金資産	2,856,532	<b>新株予約権</b>	<b>1,874</b>
その他	242,830	<b>純資産合計</b>	<b>6,597,878</b>
貸倒引当金	△57,683	<b>負債純資産合計</b>	<b>15,176,706</b>
<b>資産合計</b>	<b>15,176,706</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2025年2月1日から2026年1月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		12,753,987
売上原価		6,663,237
売上総利益		6,090,750
販売費及び一般管理費		6,153,954
営業損失(△)		△63,203
営業外収益		
受取利息	1,203	
受取配当金	2,387	
償却債権取立益	91,064	
補助金収入	5,365	
その他	14,593	114,613
営業外費用		
支払利息	3,098	
支払手数料	2,884	
その他	0	5,983
経常利益		45,426
特別利益		
関係会社株式売却益	198,508	198,508
税金等調整前当期純利益		243,934
法人税、住民税及び事業税	209,327	
法人税等調整額	△88,844	120,483
当期純利益		123,451
親会社株主に帰属する当期純利益		123,451

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2025年2月1日から2026年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,624,601	1,624,601	5,756,791	△1,516,542	7,489,451
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△324,357		△324,357
親会社株主に帰属する当期純利益			123,451		123,451
自己株式の取得				△790,908	△790,908
自己株式の処分			△1,746	6,745	4,999
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	△202,652	△784,162	△986,815
当連結会計年度末残高	1,624,601	1,624,601	5,554,138	△2,300,705	6,502,636

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	25,812	25,812	1,874	7,517,139
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△324,357
親会社株主に帰属する当期純利益				123,451
自己株式の取得				△790,908
自己株式の処分				4,999
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	67,554	67,554		67,554
当連結会計年度変動額合計	67,554	67,554	－	△919,260
当連結会計年度末残高	93,367	93,367	1,874	6,597,878

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年1月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,673,258</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,559,980</b>
現金及び預金	2,741,410	短期借入金	600,000
売掛金	1,828,855	1年内返済予定の長期借入金	10,000
前渡金	17,973	リース債務	1,626
求償債権	6,539,712	未払金	520,381
前払費用	111,665	未払費用	12,677
未収入金	953,102	前受金	5,460,364
その他	158,254	預り金	1,704,577
貸倒引当金	△3,677,716	賞与引当金	46,333
<b>固定資産</b>	<b>6,622,942</b>	債務保証損失引当金	198,067
<b>有形固定資産</b>	<b>65,302</b>	その他	5,953
建物附属設備	32,066	<b>固定負債</b>	<b>4,065</b>
工具、器具及び備品	28,062	リース債務	4,065
リース資産	5,174		
<b>無形固定資産</b>	<b>2,742,935</b>	<b>負債合計</b>	<b>8,564,046</b>
のれん	2,007,907	<b>(純資産の部)</b>	
商標権	1,863	<b>株主資本</b>	<b>6,636,912</b>
ソフトウェア	671,076	<b>資本金</b>	<b>1,624,601</b>
ソフトウェア仮勘定	62,088	<b>資本剰余金</b>	<b>1,624,601</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,814,704</b>	資本準備金	1,624,601
投資有価証券	266,290	<b>利益剰余金</b>	<b>5,688,415</b>
関係会社株式	411,020	その他利益剰余金	5,688,415
従業員に対する長期貸付金	185	繰越利益剰余金	5,688,415
関係会社長期貸付金	53,000	<b>自己株式</b>	<b>△2,300,705</b>
破産更生債権等	57,683	<b>評価・換算差額等</b>	<b>93,367</b>
長期前払費用	1,165	その他有価証券評価差額金	93,367
繰延税金資産	2,851,596	<b>新株予約権</b>	<b>1,874</b>
その他	231,447	<b>純資産合計</b>	<b>6,732,154</b>
貸倒引当金	△57,683	<b>負債純資産合計</b>	<b>15,296,201</b>
<b>資産合計</b>	<b>15,296,201</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 損益計算書 (2025年2月1日から2026年1月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		12,526,141
売上原価		6,542,602
売上総利益		5,983,538
販売費及び一般管理費		6,065,779
営業損失 (△)		△82,240
営業外収益		
受取利息	1,655	
受取配当金	2,387	
受取出向料	37,619	
償却債権取立益	91,064	
補助金収入	5,365	
その他	16,663	154,754
営業外費用		
支払利息	2,765	
支払手数料	2,829	5,595
経常利益		66,918
特別利益		
関係会社株式売却益	106	106
税引前当期純利益		67,024
法人税、住民税及び事業税	206,859	
法人税等調整額	△85,716	121,143
当期純損失 (△)		△54,119

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2025年2月1日から2026年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,624,601	1,624,601	1,624,601	6,068,638	6,068,638	△1,516,542	7,801,298
当期変動額							
剰余金の配当				△324,357	△324,357		△324,357
当期純損失 (△)				△54,119	△54,119		△54,119
自己株式の取得						△790,908	△790,908
自己株式の処分				△1,746	△1,746	6,745	4,999
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	△380,223	△380,223	△784,162	△1,164,386
当期末残高	1,624,601	1,624,601	1,624,601	5,688,415	5,688,415	△2,300,705	6,636,912

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	25,812	25,812	1,874	7,828,986
当期変動額				
剰余金の配当				△324,357
当期純損失 (△)				△54,119
自己株式の取得				△790,908
自己株式の処分				4,999
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	67,554	67,554		67,554
当期変動額合計	67,554	67,554	-	△1,096,831
当期末残高	93,367	93,367	1,874	6,732,154

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年3月18日

株式会社Casa  
取締役会 御中

あかり監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 進 藤 雄 士  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉 澤 誉 彦  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Casaの2025年2月1日から2026年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Casa及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事実や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指摘、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年3月18日

株式会社Casa  
取締役会 御中

あかり監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 進藤雄士  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 吉澤誉彦  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Casaの2025年2月1日から2026年1月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。  
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。  
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年2月1日から2026年1月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン会議等の手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月18日

株式会社Casa 監査役会

常勤監査役	増	田	勝	㊞
社外監査役	宮	崎	良	一
社外監査役	廣	田	聡	㊞

以上

# 株主総会会場ご案内図

## 会場

東京都新宿区西新宿 8丁目 17番 1号 住友不動産新宿グランドタワー 5階  
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

## 交通

東京メトロ 丸ノ内線「西新宿駅」1番出口より徒歩3分  
都営地下鉄 大江戸線「都庁前駅」A5出口より徒歩8分  
JR線・大江戸線・丸ノ内線等「新宿駅」西口より徒歩13分

駐車場の用意はございませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

